

議案第 8 号

墨田区議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 1 4 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
墨田区議会政務調査費の交付に関する条例（平成 1 3 年墨田区条例第 5 2 号）の一
部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

墨田区議会政務活動費の交付に関する条例

第 1 条中「第 1 0 0 条第 1 4 項及び第 1 5 項」を「第 1 0 0 条第 1 4 項から第 1 6
項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を
「政務活動費」に改める。

第 2 条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 3 条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「とする」を「とし、第 1 1 条に規
定する経費に対して交付する」に改める。

第 4 条第 2 項、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条から第 1 0
条までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 1 1 条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第 1 1 条 政務活動費は、区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活
動その他区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する別表で定める経費に充て
ることができるものとし、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める用途基準
（以下「用途基準」という。）に従って使用するものとする。

第 1 2 条第 1 項から第 4 項までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 1 3 条第 1 項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「調査を行うことができ

る」を「調査を行う等、使途の透明性の確保に努めるものとする」に改める。

第14条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

付則の次に次の別表を加える。

別表

項 目	内 容
調 査 研 究 費	会派が行う区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費
研 修 費	会派が行う研修会、講演会、研究会等の実施に必要な経費並びに他の団体が開催する研修会、講演会、研究会等への所属議員及び会派の調査研究を補助する職員の参加に要する経費
会 議 費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資 料 作 成 費	会派が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資 料 購 入 費	会派が行う活動のために必要な資料の購入に要する経費
広 報 広 聴 費	会派が行う会派の調査研究活動及び議会活動、区の政策等の区民への周知並びに区民の意見、要望等の聴取及び区民相談等の活動に要する経費
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	会派が行う要請及び陳情活動に要する経費
事 務 費	会派が行う活動に係る事務遂行に要する経費
人 件 費	会派が行う活動の補助を目的として雇用する者に係る経費

付 則

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費から適用し、この条例による改正前の墨田区議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方自治法の一部改正により、政務調査費の名称及び交付目的が改められるとともに、その経費の範囲を区の条例で定めることとされることに伴い、所要の改正をする必要がある。